

共同研究委員会 内規

2016(平成 28)年 1 月 28 日施行

第 1 条 (目的)

定款第 3 条に基づき、皮膚アレルギー並びに接触皮膚炎に関する研究を行い、医学の発展に寄与し、その学術的な成果を広く公開して、社会に還元するための研究に対して共同研究費を付与し、社会貢献に役立てることを目的とする。

第 2 条 (申請と義務)

共同研究の申請を行うものは、下記の条件を満たすものとする。

1. 申請共同研究テーマは、その調査、研究等の範囲が、全国的であることが望ましい。
2. 共同研究の申請責任者は会員でなくてはならない。またその研究メンバーは会員であることが望ましい。
3. 申請書に基づき、下記の内容を網羅している書類を提出する。書式はホームページに掲載を行う。
 - ① 申請共同研究テーマ
 - ② 申請共同研究の意義と利用
 - ③ 申請共同研究の方法(手法)等
 - ④ 共同研究期間
 - ⑤ 研究メンバーの氏名、所属
 - ⑥ 申請共同研究の経費概算
 - ⑦ 他の助成金申請の詳細記載
 - ⑧ 申請共同研究に関連のある過去 5 年間の論文あるいは学会発表
 - ⑨ 申請共同研究に関する誓約書の記載
4. 申請の期限は毎年 10 月 31 日(消印有効)までとし、申請期限を過ぎて提出された申請は原則として一切受理しない。
5. 申請に関しては、研究期間を 1 年とする。
長期にわたるものは、1 年ごとにその報告書を作成し、共同研究委員会において書類審査を行った上で、研究の継続を判断されるものとする。
6. 提出された申請において、1 年度あたりの採択件数は原則として 5 件以内とし、それ以上の申請件数が発生した場合は以下の i から iii の条件をもとに選定する。
 - i) 新規申請の場合は、その意義、計画性、達成可能性、申請研究費の妥当性、共同研究組織の妥当性を考慮。
 - ii) 継続申請の場合は、前年度までの達成状況を勘案。
 - iii) 上記の i、ii をもって共同研究委員会にて評価し、上位 5 件と次点を決定して、理事会へ上申する。
7. 共同研究費を受けて行われた共同研究は、翌年の総会・学術大会における共同研究シンポジウムにおいて成果を発表するものとする。なお、継続的研究においては、経過報告を行うものとする。
8. 共同研究委員会は、継続的研究において、途中経過の内容の報告を受け、継続的研究として研究費の継続を行うかどうか判断ができる。継続的研究の意義が認められない場合、継続研究中止を理事長に提案し、理事会において審議を行うものとする。

第 3 条 (審査及び送金)

1. 10 月 31 日(消印有効)までに事務局に提出された申請書類は、共同研究委員長に送付され、共同研究委員会にてメール等による審査を行う。
委員長は委員会の審査内容をふまえ、審査結果並びに研究費を確定させた後、申請書類を開示とともに、理事会に諮り、承認を得るものとする。
2. 理事会の承認を得た後、委員長は申請書類の開示とともに、共同研究委員会および理事会における審議結果を代議員会に諮り、承認を得るものとする。
3. 共同研究委員会および理事会、代議員会において承認された共同研究はその研究に関する承認金額を、委員長が最終確認し、委員長の指示のもと事務局より決定金額を申請者が指定する口座に送金を行うものとする。
4. 申請者は審査結果通知を受けて、申請の共同研究における口座を事務局に報告しなくてはならない。
5. 事務局は申請者から報告を受けた指定の口座へ代議員会の承認後 1 カ月以内を目安に共同研究費を振込むこととする。

第 4 条 (研究費収支報告)

委員会において承認された金額は、その使用に際して使用範囲を制限するものではないが、本学会の会計年度である 10 月～翌年 9 月の間に使用し、会計年度末(9 月 30 日)時点の残金は 10 月 31 日までに学会へ返金しなければならない。なお、返金された残金は共同研究費(特別会計 1)の雑収入として処理する。
支出に関する領収証、伝票など会計帳簿の記載を行い、各書類を 10 月 31 日までに事務局へ送付しなければならない。

第 5 条 (支給の限界)

共同研究委員会において決定された金額が、共同研究費(特別会計 1)において支出出来なくなった時点において、残金を一般会計に繰り入れるものとする。

第 6 条 (本内規の改定について)

本内規の改定については、共同研究委員会より発案された改定案を理事会および代議員会に上申し、承認を得て変更することができる。